

犯罪被害者支援の取組等について

公益社団法人
千葉犯罪被害者支援センター



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

犯罪被害者支援のあゆみ

被害者や家族の方々は、司法制度が壁となり事件の当事者として位置づけられず、社会から置き去りにされていた。

昭和41年、息子を殺害された父「市瀬朝一」さんは、

- ①被害者は経済的な支援もない
 - ②被害者が裁判で話すこともできない、
 - ③加害者は弁護士も公費で対応している
 - ④加害者は3食付きの生活が保護されている
- など、理不尽な対応に納得いかず、遺族会を結成したが、国は全く動かず、

昭和49年の三菱重工ビル爆破事件で動き出し、昭和50年国会で市瀬さんが遺族会結成の経緯など発言することができた。

昭和55年 **犯罪被害者等給付金支給法 制定**（遺族給付金、重症病給付金、障害給付金）

平成4年 山上皓教授が東京医科歯科大学に犯罪被害者相談室 設立

（6年松本サリン、7年地下鉄サリン事件、9年神戸連続児童殺傷事件、10年和歌山毒物カレー事件）

平成10年 全国被害者支援ネットワーク設立（8都道府県に設立）

（12年世田谷一家殺害事件、13年池田小事件、明石花火大会事故、20年秋葉原通り魔事件）

平成16年 犯罪被害者等基本法 制定

平成16年 千葉犯罪被害者支援センター設立（40都道府県に設立）

平成20年 千葉県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定

平成23年 千葉県知事から「公益社団法人」の認定

令和3年 千葉県犯罪被害者等支援条例施行

テレビ報道「クローズアップ現代」から

- 20年前、被害者や家族の方々は、司法制度が壁となり事件の当事者として位置づけられず、社会から置き去りにされていた。
- 孤立無援の被害者家族に手を差し伸べていたのが、同じ被害者という現実、社会がいかに冷たく無理解であったか。
- 犯罪被害者等基本法は、被害者の尊厳が重んじられ、ふさわしい生活を保障される権利を有しているが、国や自治体は被害者に寄り添った支援が行われるようになっていない。
- 事件前の生活を取り戻し、社会から置き去りにならないよう被害者を支えることが当たり前のこととなるまで、伝え続けていかなくてはならない。

被害者と加害者の支援制度の実態

(1) 加害者に賠償を命じる「損害賠償命令制度」

被害者は、加害者が死亡、経済力がない、あるいは収監中であるため、仮に民事裁判を起こし損害賠償を勝ち取っても、賠償金を受けたのは殺人3.2%、傷害致死で1.4%であり、賠償される確率は低く、裁判に参加する時間的制約や弁護士費用が被害者の負担となる。**※ やられ損、泣き寝入り、報われない失望感など**

(2) 犯罪被害給付制度

国による犯罪被害者等給付金は、2022年度の遺族への平均支給額は743万円にとどまり、交通死亡事故で平均約2,400万円が支払われる自賠償保険の水準を大きく下回っている。

※ 現在見直し中で、幼い子どもが亡くなった場合、現行の320万円から約1,000万円に配偶者のある男性（55歳）が亡くなった場合、約2100万円から約2900万円に引き上げる方針

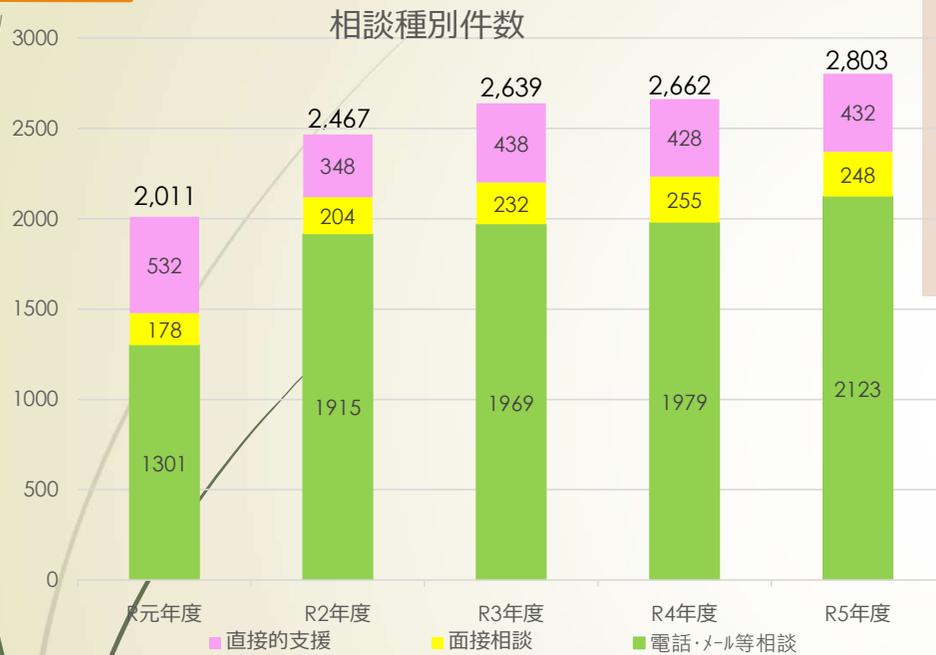
(3) 加害者負担との予算の比較

(4) 国民一人当たりの被害者への負担額

(5) 刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の開始（令和5年12月）

受刑者の改善更生を効果的に図るため、収容施設や少年院で被害者の心情等を聴き取り、受刑者に対して自分が犯した罪の被害者の心情等を直接的な形で触れさせる。

過去5年間の相談件数



(最近の性被害の一例)
生活困窮、家族関係の問題から、家出の繰り返しやSNSを頼りにして被害に遭う

- **平成29年刑法の性犯罪の規定が改正**
 - ・強姦罪から強制性交等罪へ（3類型、性別、下限懲役5年）
 - ・親告罪から非親告罪へ
 - ・監護者の罪の創設
 - ・ワンストップ支援センターが開設（性犯罪専用電話の設置）
- **令和5年7月に刑法改正、不同意性交等罪、不同意わいせつ罪**
 - ・同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態
 - ・16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）
 - ・控訴時効期間の延長
 - ・性的姿態等撮影罪等（新設）



犯罪被害者がおかれた実情

1 犯罪に遭った場合の被害（直接的被害（一次被害））

- 殺人事件 命を奪われる（家族を失う）
- 傷害事件 身体を傷つけられる、障害が残る
- 窃盗事件 物を盗まれる・財産を失う
- 性犯罪 （魂の殺人と言われる）

※ 被害者の反応

解離（ボーとする 自分のことと思えない）

過覚醒（過敏、集中力低下） 混乱 ショック イライラ

回避・麻痺（家から出られない、電車に乗れない ひきこもり）

再体験（フラッシュバック、悪夢 睡眠障害）

強直性不動反応（脅威に圧倒され、動けない、声が出せない等）

感情・考え方の変化（自分が悪かった、他者への不信感）

2 更に追い討ちをかける精神的苦痛（二次被害）

嫌疑（職場、近隣、病院、マスコミ等）、取調べ、裁判、誤解、非難
特に性被害は社会通念との戦い（心の被害の大きさが第三者にわかってもらえない、うわさ、好奇心の目、無神経な扱いに曝される）

日常生活への影響

1 経済的な問題

- 手術や長期の入院による医療費の高額負担やケガや後遺症により以前と同じ仕事ができず収入の減少、または失職により収入が断たれる。
- 収入の減少は、被害者の回復に大きな障害となっています。

2 家事や育児・介護の問題

- 幼い子供や要介護者がいる場合は、毎日の家事や育児・介護の問題
- 被害者の中には重傷を負っているながら子どもがいるからと入院できなかったケースも見られます。

3 住宅の問題

- 事件現場が自宅の場合は、加害者に知られており移転を望んでいる。
- 家のローンが残っている場合や、引っ越しを望んでも、精神的ショックや経済的な負担から気力がわかず、さらに悪化させる場合がある。

4 家族間、会社同僚、友人、近隣付き合いなど

他人の目が気になったり、家族間であっても感情の行き違いから関係が悪化することや陰悪になることも

行政の支援活動

千葉県犯罪被害者等支援推進計画（令和4年3月策定）

1 千葉県犯罪被害者等見舞金制度（令和4年4月～）

殺人や傷害、危険運転致死傷などの故意の犯罪行為により亡くなられた方のご遺族又は重傷病を負われた犯罪被害者の方に対する見舞金の支給制度

- 対 象 令和3年4月1日以降に国内で発生した故意の犯罪行為によるもので、被害に遭った時に千葉県内に住所を有するご遺族又は被害者
- 申請期限 犯罪行為を知ったときから1年以内
- 種 類 遺族見舞金 30万円
重傷病見舞金 10万円
(治療期間が1か月以上かつ入院3日以上)
- 除外対象 犯罪者と被害者が親族関係あるいは被害者、ご遺族が暴力団関係等支給除外対象の場合など

2 無料法律相談

(1) 性被害者のワンストップ支援による弁護士相談

性被害者を対象に警察への届出の有無は問いません。

(2) 傷害等被害者の県条例に基づく弁護士相談

警察への被害申告があるなど客観的に確認できる被害者が対象となります。

(3) 「千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会」による弁護士相談

委員会のボランティアにより、毎月1回CVSで実施しています。

※特徴

ア 弁護士相談は、いずれも1回目は無料

イ 派遣する弁護士は、「千葉県弁護士会犯罪被害に関する委員会」に所属し、犯罪被害者支援に精通した弁護士（裁判での厳罰化や示談金の交渉）

ウ 弁護士相談時に相談員も同行しているので、その後の検察庁での聴取や裁判にも相談員が同行し、弁護士と連携した支援を可能としています。

市町村における支援活動

令和6年7月1日現在

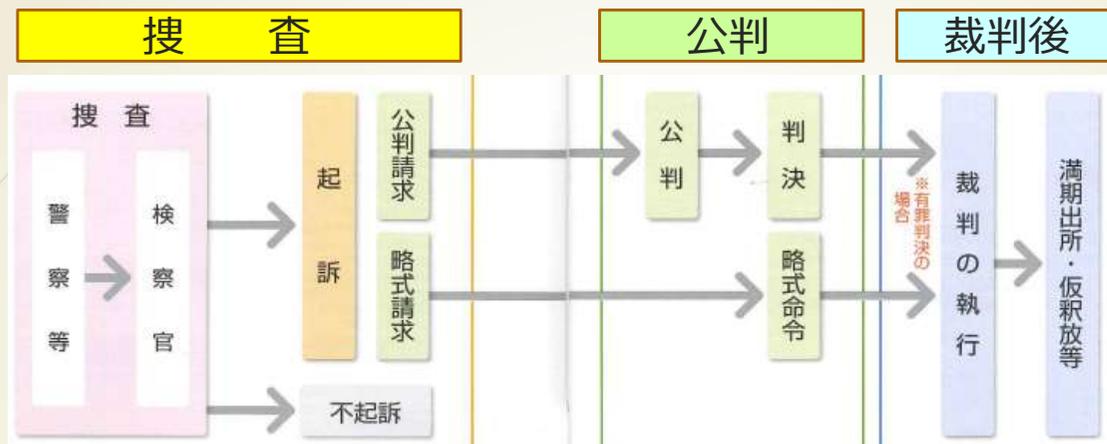
1 条例の施行状況

公共団体	施行日	遺族見舞金	傷害見舞金	その他
① 多古町	平成14年1月1日	30万円	3～20万円	
② 神崎町	平成15年4月1日	30万円	3～10万円	
③ 成田市	平成18年3月27日	30万円	3～10万円	
④ 印西市	平成29年4月1日	30万円	5～10万円	転居費
⑤ 鎌ヶ谷市	令和5年4月1日	30万円	5～10万円	転居費
⑥ 四街道市	同上	30万円	5～10万円	家事援助・裁判に係る旅費、転居費
⑦ 千葉市	令和6年4月1日	30万円	5～10万円	
				性犯罪被害者見舞金、転居費、配食、保育、 \wedge 川 $^{\circ}$ -
⑧ 松戸市	同上	30万円	10万円	
				性犯罪被害者見舞金、転居費、配食、保育、 \wedge 川 $^{\circ}$ -、ほか裁判関係
⑨ 匝瑳市	同上	30万円	5～10万円	
⑩ 山武市	同上	30万円	5～10万円	転居費
⑪ 横芝光町	同上	30万円	10万円	
⑫ 芝山町	同上	30万円	5～10万円	転居費
⑬ 柏市	令和6年7月1日	30万円	5～10万円	
				性犯罪被害者見舞金、転居費、家事支援、配食、保育、介護等
⑭ 東庄町	同上	30万円	10万円	

2 市町村に期待すること

- 住民に密着したサービスの多くを担っているのは市町村です。
- 犯罪被害者が必要とする支援の中で、家事・育児・介護などの福祉サービスの提供、居住のための公営住宅の提供等、雇用支援、医療費の助成など市町村が本来住民に対して行っているサービスで犯罪被害者への対応が可能となります。
- 犯罪被害者が再び平穏な生活を取り戻すためには、居住している市町村で継続的な支援を望んでいること。
- 被害者にとって「拠り所」ができる。
- 市町村に充実した支援プログラムが用意されていれば、被害を受けた後も安心して、その町に住み続けることができる。

裁判での支援について



公判での被害者支援（被害者参加制度）

公判

証人尋問

証人が被害に遭った状況を説明するため裁判で証言する。
(事前にリハーサルを行う)

被告人質問

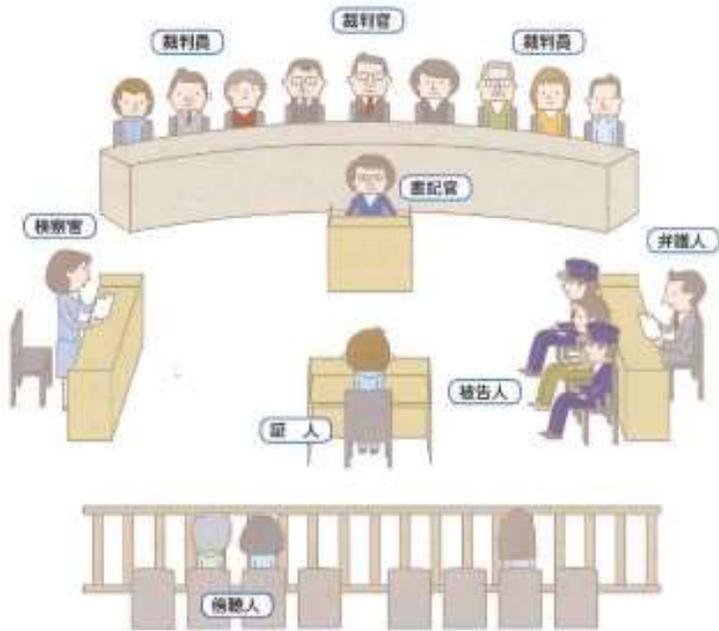
意見を述べるために必要な場合に被告人に質問することができる。
(弁護士に依頼する)

心情等の意見陳述

被害によって、受けた精神的苦痛や被告人に対する処罰感情など、犯罪、被害に関する心情を中心とした意見陳述
(内容について弁護士と相談)

判決

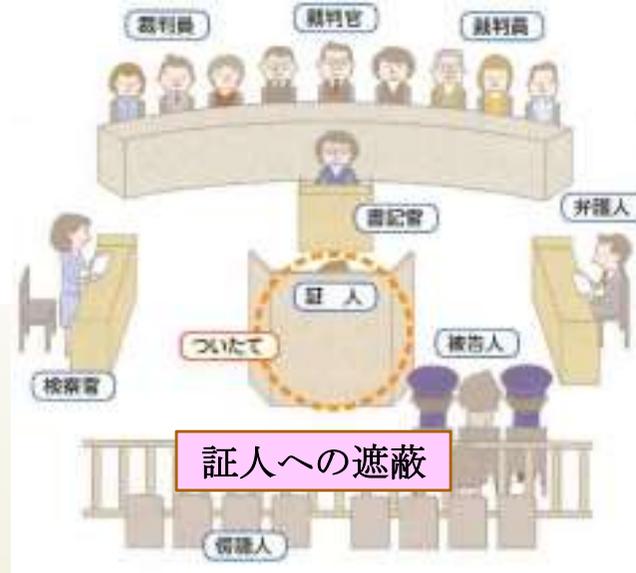
裁判員制度の法定イメージ



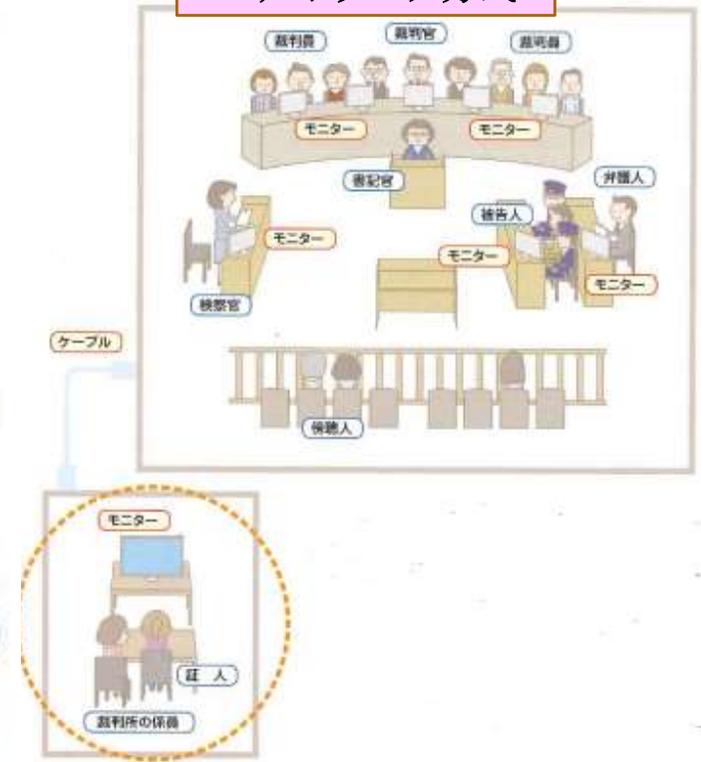
証人への付添



証人への遮蔽



ビデオリンク方式



「自助グループ」の活動

- 被害者支援は、裁判が終了すればカウンセリングを除き、同行支援等被害者と相談員の関係が終了します。
しかし、被害者の苦しみや悲しみは終わることがありません。
- 同じような被害にあわれた被害者やご家族・ご遺族の方に交流場所を提供し、被害者しかわからない気持ちを共有できることが、回復の一助となります。
- 一方的な支援のみでなく、相談員と被害者、あるいは被害者同士が、それぞれ学び合い、寄り添った支援ができればと再開したものです。

効果

- 1 仲間の存在そのものが孤立感を軽減する。
- 2 安心して感情を吐露できる。
- 3 二次被害に苦しむのは遺族に共通、その理不尽さに立ち向かう力がつく。
- 4 仲間の話の中から自分なりの回復のきっかけを掴む。



犯罪被害者支援とは

千葉犯罪被害者支援センターの支援

- 電話相談・面接相談
- 警察・検察庁・裁判所などの付き添い
(直接的支援)
- カウンセリングの提供
- 自助グループへの支援
- 公的手続きのお手伝い 等

警 察

行政機関による支援

- 支援金・見舞金の給付
- 住民票や戸籍の閲覧謄写禁止等の措置
- 家事の援助、ホームヘルパーの派遣
- 介護を行う者の派遣
- 配食サービス
- 子育て支援、育児・一時保育 等

被害者や
そのご遺族
またはご家族

地域における支援

- 被害者と同じ地域に住む人、同じ会社で働く人、同じ学校に通う人が、**自分も被害者支援の担い手だという自覚**をもって行動することが大切
- **二次被害を恐れるあまり、何も言わない、何もしない**ということは、被害者を孤立させることになる。
- **支援する側も被害者が、その時々で、色々な気持ちがあることを理解し、寄り添う思いやりが大切**

弁護士会

提携病院

社会全体で支援することが大事

ご清聴ありがとうございました



公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター